

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第17回）会議録

- 1 開催日時
平成27年6月2日（火）
開会 午前10時
閉会 午前10時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 木村幸広、
書記 永谷尚子
- 7 議題
第68号議案 選挙人名簿の登録について
第69号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第70号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第17回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、6月の定時登録、及び在外選挙人名簿関係の計3件でございます。よろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	<p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、すでに配布されていますが、訂正等がありますか。</p>
	(なし)
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず、6月の定時登録に関する第68号議案、第69号議案でございますが、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第68号議案、第69号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第68号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は6月の定時登録を行おうとするものがございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成27年6月2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、4月18日に行いました選挙時登録以降の該当者について行うものがございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として年齢満20歳以上の日本国民であること、また、</p>

住所要件として住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成7年4月28日から平成7年6月2日までの出生者、住所要件としましては、平成27年1月19日から平成27年3月1日までの転入者ということになります。

次に第69号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございませう。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございませう。

今回の抹消は、選挙期間中の4月25日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございませう。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成27年4月26日から平成27年6月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成26年12月26日から平成27年2月1日までの市外への転出者でございませう。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思ひます。

なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項に規定により、明日、6月3日から6月7日までの期間、縦覧に供することになります。

第68号議案及び第69号議案の説明については以上でございませう。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので確認をお願いしませう。

	説明は以上でございます。
	(名簿確認)
委員長	では、第68号議案及び第69号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第68号議案及び第69号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手(原案可決)
委員長	第68号議案、第69号議案は可決されました。 続きまして、第70号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明願います。
事務局	では第70号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。 公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内

	<p>の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方が、国内に転入して4か月経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、前回、2月19日時点の登録者数、今回、6月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。今回抹消する1名の方がいるため、51名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第70号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第70号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第70号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第70号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>○ 市長選の日程について</p> <p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期満了（平成28年3月24日）の前1か月に実施。 ⇒平成28年2月23日～平成28年3月23日 ・ 8月頃、日程を正式に決定予定。 <p><委員意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前も六曜を考慮している。 ・ 3連休中の選挙は、投票率低下の懸念がある。 ・ 3月議会の日程も考慮。 ・ 事務局のもっとも良いと考える日程で事務を進めてほしい。 <p>○ 次回日程確認</p> <p>日程調整→平成27年8月20日（木）</p> <p>○ 成人式での選挙啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課は、以下の理由により消極的。 <ul style="list-style-type: none"> ① これまでも来賓あいさつで選挙権に触れている。 ② 来賓以外の出席扱いの例なし。 ③ できるだけ早く式を終わらせ、「成人の集い」へ移行させたい。 ・ 成人式を迎える者には、その機会を重くとらえてほしい。 ・ 18歳選挙権について審議中であることを踏まえると、高校生への啓発はどうか。
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>

